

# 年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金の受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

## 対象者

### ■ 老齢基礎年金の受給者で以下の要件をすべて満たす方

- 65歳以上である
- 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

### ■ 障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者で、前年の所得額が約462万円以下の方

## 請求手続き

### ① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

対象者には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが10月中旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分から遡って受け取ることができますので請求手続きはお早めに！

### ② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所等で請求手続きをしてください。

### ● 詐欺に注意 ●

日本年金機構や厚生労働省から、家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めことはありません。

**問い合わせ先** ねんきんダイヤル TEL:0570-05-1165 (ナビダイヤル)

# 家賃支援給付金

— 農地の賃料が対象です —

新型コロナウイルス感染症拡大により、**特に大きな影響を受けた農家**に対して事業の継続を下支えするため、農地の賃料を国が支援する制度があります。

## 給付対象

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年5～12月の売上高が次のいずれかに該当する方

- ・ いずれかの月の売上高が前年同月比50%以上減少
- ・ 連続する3か月について前年の同じ期間に比べて30%以上減少

## 対象となる賃料

2020年1月以降に支払った農地の賃料

**給付額** 農地の年間賃料×1/3

## 問い合わせ先

家賃支援給付金コールセンター TEL:0120-653-930  
(受付時間8:30～19:00 ※土日祝日含む)

# 本人通知制度

本人通知制度とは、住民票の写し（本籍・筆頭者が記載されたもの）などや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合に、「本人通知制度」へ登録している方に、その交付の事実を通知する制度です。これにより、不正請求の抑止や不正取得による個人の権利の侵害防止の効果が期待できます。

## 制度の流れ

事前登録………通知を希望する方が事前に登録を申請します。

↓  
代理人・第三者からの住民票等請求

………請求の内容を審査のうえ交付します。

↓  
登録者へ通知………事前に登録された方に交付した事実を通知します。

## 登録できる人

伯耆町に住民登録や本籍がある方（過去にあった方）

## 登録方法

本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど）を持参して、住民課または分庁総合窓口課で申請してください（登録は無料）。

**問い合わせ先** 住民課 TEL:0859-68-3115